

令和4年度 八千代市青少年問題協議会 会議録

- 【日 時】 令和4年8月2日（火） 10時00分～12時00分
- 【場 所】 八千代市教育委員会 第1・2会議室
- 【出席者】 八千代市青少年問題協議会委員
- （出席委員） 会長 服部 友則 長沼 啓司 氏（飯島 秀治 委員の代理）
小林 伸夫 委員 岡 俊博 委員
平山 昌広 委員 泉水 清和 委員
八巻 憲一 委員 阿部 学 委員
村山 和一 委員 有馬 淳 委員
会田 寛 委員 杉元 加奈江 委員
西村 康彦 委員 菅原 哲夫 委員
蜂谷 玲子 委員 廣瀬 ひろみ 委員
片寄 朗 委員 五十嵐 恵理子 委員
鈴木 雅美 委員 堀田 寿佳子 委員
- （講 義） 講師 八千代警察署 生活安全課長 長沼 啓司
- （事 務 局） 山本教育次長、齋田課長、青少年班員3名

【公開又は非公開の別】

公開

【傍聴人定員及び傍聴人数】

定員4名、当日傍聴人1名

【議事等】

- 1 副会長選出について
- 2 令和4年度版 青少年対策の概要（案2）について
- 3 青少年問題について【八千代警察署講義】
- 4 意見交換

【配布資料】

- 1 八千代市青少年問題協議会 会議次第
- 2 八千代市青少年問題協議会 委員名簿
- 3 席次表
- 4 「令和4年度版青少年対策の概要（案）質問・意見等」
- 5 「令和4年度版青少年対策の概要（案）質問・意見等」（追加）
- 6 令和4年度版青少年対策の概要（案2）の目次
- 7 「青少年問題について」八千代警察署講義資料

〈 議事録 〉

1 開会

事務局（齋田生涯学習振興課長）

それでは、定刻となりましたので、「令和4年度 八千代市青少年問題協議会」を開会いたします。

本日はお忙しいところ、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

また、日頃より青少年健全育成にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。本日、進行をつとめさせていただきます生涯学習振興課長の齋田でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため十分な換気を行い開催いたします。また、事前の質問・ご意見をお伺いし会議の時間の短縮にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

また、会議録作成のため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。作成した議事録はホームページで公表いたしますのでご理解のほどお願いいたします。

発言につきましては、手をお挙げください。職員がマイクをお渡しに伺いますので、マイクでの発言をお願いいたします。

それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。まず、本日机上に配布をいたしました A4縦の次第、続きまして A4縦の委員名簿、続きまして A4縦の「席次表」、続きまして A3横の「令和4年度版青少年対策の概要（案）質問・意見等」（追加）1枚、続きまして A3横の「令和4年度版青少年対策の概要（案）質問・意見等」にピンクの蛍光ペンでマーカーがしてある文書でございます。続きまして A4縦の目次でございます。続きまして本日講演でご覧いただきます A4縦の「青少年問題について」を配布させていただいております。

また、事前に郵送させていただきました、「令和4年度版 青少年対策の概要（案）」、続きまして「令和4年度版 青少年対策の概要（案2）」、最後に「令和4年度版青少年対策の概要（案）質問・意見等」でございます。以上でございます。

資料が不足されている方はいらっしゃいますか？

・・・・・・（委員確認）・・・・・・

本日配付いたしました目次につきましては、皆様に送付いたしました「令和4年度版青少年対策の概要（案2）」の製本時に漏れており、大変申し訳ございませんでした。

「不足無し」とのことですので、次に進めさせていただきます。

傍聴人にお知らせいたします。会議資料の閲覧については、会議中のみの閲覧に供し、会議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、傍聴人が会議資料の写しを希望する場合には交付いたしますが、その際は費用の徴収を行いますので、ご了承ください。

それでは、八千代市青少年問題協議会条例第3条第2項の規定により、本協議会の会長となります、服部友則市長より、あいさつを申し上げます。

2 会長挨拶

会長・服部友則

はい。どうも皆さんおはようございます。青少年問題協議会を開会いたしましたところ、ご参加いただきましたことと、あとはこの委員にご就任をいただいたことに厚く感謝申し上げます。

現在、子供たちの環境の中では夏休みに入っております、青少年を取り巻く問題が色々取りざたされておりますが、今日お集まりの皆さんは各々階層からお集まりでございますので、それぞれの立場で様々な青少年問題に対する問題点、もしも今日、ここで提起いただきましてですね、今後の八千代市の青少年問題対策に生かしていければというふうに思っています。

また後半では、八千代警察の長沼様より、青少年問題についてお話をいただくことになっております。この話を聞いてですね、今後の活動の参考にさせていただければというふうに思っております。

結びになりますけれども、まだまだ暑さ本当に厳しい日が続いておりますけれども、健康に留意をされましてですね、委員の皆様のご健勝ご多幸を心より祈念して、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

今日は限られた時間かもしれませんが、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

3 委員・事務局紹介

事務局（齋田生涯学習振興課長）

ありがとうございました。議事に入ります前に、本年7月1日付けで新たに委員として委嘱させていただきました皆様のご紹介をさせていただきます。

なお、委嘱状につきましては、開催通知送付時に同封させていただいております。お手元の委員名簿順にご紹介いたします。

ご着席のままで、結構でございます。

それでは「関係行政機関の職員」でございます、八千代警察署長 飯島 秀治委員。本日は、代理として生活安全課の 長沼 啓司 課長が出席されております。

八千代警察署 生活安全課 長沼 啓司課長

よろしく申し上げます。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市教育委員会 教育長 小林 伸夫 委員。

八千代市教育委員会 教育長 小林伸夫委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

続きまして、「学識経験者」といたしまして、
八千代市校長会より 岡 俊博 委員。

八千代市校長会岡 俊博 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市学校警察連絡委員会より 平山 昌広 委員。

八千代市学校警察連絡委員会 平山 昌広 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

市内公立高等学校を代表して 泉水 清和 委員。

市内公立高等学校 泉水 清和 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市PTA連絡協議会より 八巻 憲一 委員。

八千代市PTA連絡協議会 八巻 憲一 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

敬愛大学より 阿部 学 委員。

敬愛大学 阿部 学 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代支部保護司会より 村山 和一 委員。

八千代支部保護司会 村山 和一 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市社会福祉協議会より 有馬 淳 委員。

八千代市社会福祉協議会 有馬 淳 委員

はい、よろしく申し上げます。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

続きまして「青少年関係団体の代表者」といたしまして、民生委員児童委員協議会連合会より 会田 寛 委員。

民生委員児童委員協議会連合会 会田 寛 委員

よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市青少年相談員連絡協議会より 杉元 加奈江 委員。

八千代市青少年相談員連絡協議会 杉元 加奈江 委員

よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市地区青少年健全育成連絡協議会を代表して 睦地区会長 西村 康彦 委員。

八千代市地区青少年健全育成連絡協議会 睦地区会長 西村 康彦 委員

よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市青少年センター補導委員連絡協議会より 菅原 哲夫 委員。

八千代市青少年センター補導委員連絡協議会 菅原 哲夫 委員

よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市スポーツ協会より 蜂谷 玲子 委員。

八千代市スポーツ協会 蜂谷 玲子 委員

よろしくお願いたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市子ども会育成連絡協議会より 廣瀬 ひろみ 委員。

八千代市子ども会育成連絡協議会 廣瀬 ひろみ 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

ボーイスカウト八千代地区協議会より 片寄 朗 委員。

ボーイスカウト八千代地区協議会 片寄 朗 委員

よろしくお願ひします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

八千代市ガールスカウト2団連絡会から 五十嵐 恵理子 委員。

八千代市ガールスカウト2団連絡会 五十嵐 恵理子 委員

よろしくお願ひします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

続きまして「市民委員」といたしまして、鈴木 雅美 委員。

市民委員 鈴木 雅美 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

堀田 寿佳子 委員。

市民委員 堀田 寿佳子 委員

よろしくお願ひいたします。

事務局（齋田生涯学習振興課長）

以上19名でございます。よろしくお願ひいたします。

最後に事務局の職員紹介をさせていただきます。

教育委員会 社会教育担当 山本 教育次長でございます。

改めまして、私、生涯学習振興課長 齋田でございます。

次に課員ですが、青少年班 小池主査、和泉主任主事、吉野主事でございます。

よろしくお願ひいたします。

それではこれより議事に入ります。本日の議事進行につきましては、八千代市青少年問題協議会条例第3条第6項の規定により、会長が議長をつとめることとなっております。それでは服部市長、よろしくお願ひいたします。

4 議題 (1) 副会長選出について

会長・服部友則

はい。それでは、規定によりまして、本協議会の議長をつとめさせていただきます。恐縮ですが、これから後は着席にてお願いいたします。

本日の議事は、議題1「副会長の選出について」、議題2「令和4年度版 青少年対策の概要について」の2案件でございます。次第に沿って進めさせていただきますので、皆様のご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、早速、議題1「副会長の選出について」でございますけれども、当協議会の副会長につきましては、八千代市青少年問題協議会条例第3条第7項の規定により、委員の互選によって1名を選出することとなっております。委員の皆様から自薦、他薦問いませんので、どなたかいらっしゃいましたら、お願いを申し上げたいと思います。

八巻委員

はい。ボーイスカウト八千代地区協議会の片寄委員を推薦しますが、いかがでしょうか。

会長・服部友則

ただいま、八巻委員から片寄委員の推薦がございましたが、他に副会長を推薦される発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

一同拍手

会長・服部友則

ありがとうございます。

それでは皆様の総意のもとですね、副会長に片寄委員をお願いしたいと思います。

それではまず最初に片寄副会長一言ご挨拶をお願いいたします。

片寄委員

今ご推薦いただきましたボーイスカウトの片寄でございます。

微力ながら八千代市の青少年のために皆さんと一緒に働いていきたいと思うので、よろしくお願いいたします。

会長・服部友則

ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

4 議題 (2) 令和4年度版 青少年対策の概要(案2)について

会長・服部友則

それでは議題2「令和4年度版 八千代市青少年対策の概要について」、事務局よりご説明を願います。

はい。それでは、「青少年対策の概要」の説明をいたします。

本概要は、八千代市の各所管課に青少年対策関係事業について照会し、その回答を反映して作成しております。

令和3年度に青少年対策関係事業は、24の所管課、91の事業となっております。

委員の皆様には開催通知送付の際に「質問・意見等記入用紙」を送付させていただきました。多くの質問・ご意見いただきまして誠にありがとうございました。

質問及び回答につきましては、令和4年7月29日付の郵送で文書にて回答させていただき、修正可能な部分について「青少年対策の概要（案2）」に反映させていただきました。

本日は、修正いたしました内容を中心に約10分程度でご説明させていただきます。

A3版の横に印刷しております、左上題名にピンクの蛍光ペンでマーカーしております「令和4年度版「青少年対策の概要（案）質問・意見等」に沿って、A4版の縦の冊子「青少年対策の概要（案2）」の内容について確認しながら進めさせていただきます。

まず、1つめですが、A3版「青少年対策の概要（案）質問・意見等」の項番1をご覧ください。「誰に読んでもらう文書ですか？」についてですが、対象は市民や協議会の各委員の皆さまが所属する青少年健全育成の関連団体及び市議会議員の皆様にご覧いただくことを想定しております。

続きまして項番2をご覧ください。青少年対策の概要（案）表紙は、「青少年対策の概要」のみの標記ですが、市総合計画のように副題を付けてはどうかのご意見がございましたことから、青少年対策の概要（案2）の表紙におきましては、今年度から副題「～青少年の健全な育成を図るための事業報告～」を追加させていただきました。

続きまして項番3・4をご覧ください。「はじめに」として本書の内容を簡潔に記載することのご提案がございました。青少年対策の概要（案2）の表紙の次ページに新たに「はじめに」を追記いたしました。

続きまして項番9、10、19、次ページの20、22。飛びまして項番78、82についてでございます。これらの項番についてはほぼ同内容のご提案となっておりますので、一括して回答させていただきます。青少年対策の概要案（2）の2ページから5ページをご覧ください。最初送付しましたものについては、それぞれの表や図や体系図や各章に対しての説明がございませんでしたが、説明記載のご提案がございましたことから追記いたします。

続きまして項番76をご覧ください。項番76につきましては、今まで青少年対策の概要につきまして、市ホームページに掲載しておりませんでした。ホームページ掲載のご提案がございましたことから、今年度の「青少年対策の概要」の作成が完了いたしましたら、過去のものを含めホームページに掲載いたします。

続きまして項番77をご覧ください。委員の皆さまからいただきましたご質問及び回答については、全委員に共有を意見が反映された場合の説明があるのかのご意見に対しましては、「青少年対策の概要 質問・意見等」を送付して、協議会開催前に各委員さんと共有を図っております。また、本日の青少年問題協議会で新たにご意見がございました場合、後日、委員の皆さまに説明させていただき、青少年対策の概要に反映させていただきます。

続きまして項番 88 をご覧ください。これまで各事業の実施事業のみで課題と対策等があまり記載されていないとのご意見がございました。令和 4 年度に実施しました各課の事業の課題と対策等の内容記載につきましては、他課と協議し記載内容につきまして検討したいと考えております。

その他、冊子の構成に関する階層、スペース、記号等を含む体裁についてご意見をいただいたことについては「青少年対策の概要（案）質問・意見等」のとおり可能な限り修正させていただきました。細かい説明については割愛させていただきます。

続きまして、本日配布いたしました A 3 横の「令和 4 年度版「青少年対策の概要（案）質問・意見等」（追加）」をご覧ください。内容としては 1 点でございます。

項番 1、項目トウテン、コンマ、テン、提案・意見・質問内容は官公庁、行政期間等では 70 年間、横書き文書のトウテンに、コンマを用いていましたが、今年 1 月に文化庁から、原則として「、」（テン）を用いる。特段の事情がある場合は、「,」（コンマ）を使ってもよいという内容が示され、多くの官公庁、行政機関の発信文書ではテンを使用しています。本書も一般市民に親しみのあるテンを使うことをお願いいたしますとご提案がございました。こちらのご提案の回答でございます。（トウテン）についてですが、八千代市が作成する公用文については原則「、」（テン）ではなく「,」（コンマ）を使用し、第 5 次八千代市総合計画や第 3 期八千代市生涯学習推進計画との統一性を保ってきましたが、公文例規程の所管課から「、」（テン）を使用する方が望ましいという理由があれば、担当課の判断で「、」（テン）を読点（トウテン）として使用することについて差し支えないと回答を得ました。協議した結果、一般市民に親しみのある「、」（テン）に修正させていただきます。

説明は以上となります。

この後にご質問がございました場合は分かる範囲で回答させていただき、本日お答えできない部分は書面で回答させていただきます。また、修正点については、最新版として反映し、「青少年対策の概要（案 3）」を送付させていただきます。

よろしくお願いいたします。以上でございます。

会長・服部友則

以上で、事務局より「青少年対策の概要について」の質問及び回答についての説明がありました。

今日お越しの皆さんで今まで過去にいただいた質問以外にございましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

急に追加の質問ございますかと言われましてもですね、この場では出ないかもしれませんが、もしもこの会議が終わってからですね、ありましたら事務局の方に何なりとご質問いただければと思います。

それでは議題 2 については以上とさせていただきます。それでは後半の方に移らせていただきます。それでは後半のメインイベントでございます「八千代警察署・生活安全課長の長沼様」よりご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

5 講演 青少年問題について【八千代警察署】

八千代警察署 生活安全課 長沼課長

ただいまご紹介をいただきました、八千代警察署生活安全課長の長沼圭司と申します。本日は、署長は公務のため、私の方で代理で出席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず冒頭といたしまして、本日は八千代市青少年問題協議会にご列席の皆様方には、日頃から青少年の非行防止と、その健全育成等にご尽力なさっていただき、この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

表題のとおり、青少年問題についてお話をさせていただきます。

なお、本資料については、少年法の適用がなされる20歳に満たないものを中心にご説明いたしますので、ご了承お願いいたします。

冒頭といたしまして、千葉県全体の刑法犯少年の検挙状況についてお話いたします。こちらの表・グラフは、令和3年中窃盗や暴行等刑法に規定された犯罪を犯した成人、青色の棒グラフですね、それと、20歳未満の黄色グラフの推移を示したもので、赤色の折れ線グラフは、刑法犯全体に占める少年の割合を示したものでございます。昨年である令和3年は、全体が約7,600人。正確には7,663人ですけども、約7,600人に対し、少年は702人、少年の検挙件数も割合も、この5年間を見ると、なだらかに減少傾向となっております。なお、グラフの記載はございませんが、刑法犯少年の検挙人員がピークであった平成16年と昨年の令和3年を比較すると、10分の1に低下している状況でございます。

刑法犯少年の学職別、左上の円グラフはその内容を示しておりますが、高校生が全体の4割と最も多く、高校生と中学生、緑色の部分ですね、こちらに立つと、全体で5割以上となっております。その一方で、学校に通っていない有職少年、無職少年という表現をしておりますが、こちらは全体の3割となっております。右上のグラフはこちらです。右上のグラフは、刑法犯少年の年齢の割合を示していますが、16歳から18歳が全体の6割以上を示しています。またですね、その下のグラフですけども、犯してしまった罪名の内訳を示していますが、窃盗犯が全体の約5割を占めています。窃盗犯の中でも、主なものは、万引きであったり、自転車盗、オートバイ盗が挙げられます。

次はですね、非行の主な特徴といたしまして、初発型非行という言葉を使っておりますが、この推移となります。初発型非行とは、犯行手段が簡単で動機が単純であることが特徴となります。本格的な非行に進化していく可能性が高いものを言っておりますが、統計上では、万引きの赤い折れ線グラフです。占有離脱物横領罪は緑色のグラフ。自転車盗はピンク色のグラフ。オートバイ盗、青色のグラフを挙げております。黄色の棒グラフがですね、刑法犯少年全体を示しております、そのうちに占める初発型非行は罪種別に、それぞれ折れ線グラフの状況となっております。この5年間を見ると、全体的に右肩下がりとなっております、一番右のグラフが、令和3年、昨年のもとなりますが、刑法犯少年の全体が702人に対し、この初発型非行で検挙された少年をすべて足し合わせると330人ということで、全体の約5割となっております。初発型非行を占める割合が高いということは、少年の再犯率が低いということとなっております。犯罪を犯した後ですね、さらにその後犯罪には繋が

らなかったということがうかがえると思います。

こちらは、刑法犯少年の再犯者率となります。緑色の棒グラフ、下ですね。が、再犯者数、ピンク色の折れ線グラフは、千葉県の再犯率。青色の折れ線グラフは、全国の再犯率を示しています。令和3年中の刑法犯少年702人のうち、再犯者数は226人になっておりまして、再犯率というのは、32.2%、約3割となっております。再犯率は全国に比べて、全国の33.7%に対して、千葉県は1%ほどが若干低いところではあるんですけども、ここ5年間を見ると、全国的にも、千葉県としても、3割を切ることなく、一定数の少年が犯罪を繰り返しているという状況がうかがえます。

続きまして、こちらは特別法犯少年の検挙状況となります。刑法犯と一方、特別法犯というのがあるんですけども、具体的な罪名を言うとは、児童買春、児童ポルノ禁止法、あるいは覚せい剤や大麻といった薬物関係、盗撮などの迷惑防止条例、あとは子供の連れ回しやみだらな性行為などの青少年育成条例違反が代表的なものとなります。上の赤色の棒グラフは特別法犯少年の人員の推移を示しておりまして、ここ5年間、ほぼ横ばいの状況でございます。違反法令別については、下の円グラフで示しておりますが、最も多いのが児童買春、児童ポルノ禁止法で全体の約3割、薬物等はですね約2割弱、迷惑防止条例は約1.6割となっております。

こちらは、特別法犯少年のうち、薬物乱用少年の推移を示したものです。上の棒グラフは、薬物乱用少年の推移という状況になっておりまして、数は少ないんですが、全体的な数は少ないんですが、この薬物に手を出して、検挙された少年の合計数というのは、上昇傾向に右肩上がりになっております。また、大麻取締法以外の薬物関係は減少しているんですが、この大麻取締法、黄色の色ですね、こちらについては、非常に高水準で推移しております。下の円グラフは、大麻乱用少年の学職別を示しておりますが、6割以上が有職少年、続いて2割が高校生となっております。

次はですね、触法少年の補導状況になります。触法少年、これは14歳に満たないで、刑罰法令に触れる行為をした少年ですが、上の棒グラフは、触法少年の補導人員の推移で年々減少傾向にある中、昨年ですね、令和2年に比べると、2倍ということで、補導件数は多かった状況になります。下の円グラフは罪種別を示しておりますが、約6割が窃盗、続いて、粗暴犯が約1.6割となっております。

次に、不良行為少年の補導状況でございます。千葉県内における令和3年中に不良行為で補導された少年は約1万4,000人で、前年と比較して1,300人減少しています。なお、表に記載はございませんが、八千代市内での補導件数は昨年約1,100件で、昨年とほぼ同数という状況になっています。その内訳については、こちら県全体の行為別の状況と変わらないんですけども、下のですね、内訳としては、最も多いのが喫煙で3.5割。続いて、深夜徘徊が2.8割という状況になっております。こちら右上のグラフは、年齢別になっておりまして、主に16歳から19歳の年齢層が多く、それぞれ2割ずつとなっている状況でございます。また、こちらの学職別ですね、こちらについては高校生が4割、中学生が8%という状況でなっておりまして、大体、中学生と高校生を足すと、5割程度という状況になっております。

今日ですね、不良行為少年に対する補導活動について補足いたします。周知のとおり、本

年4月1日に、民法の一部改正に伴って、成年年齢が引き下げられ、少年法等についても一部改正がされました。18歳、19歳を特定少年として厳罰化される一方、不良行為少年の子供のあり方について、補足いたします。結論から申し上げますと、変更点はございません。ただですね、実際18歳、19歳の特定少年であっても、不良行為を認知した場合は、従来どおり助言または指導、その他の補導を実施している状況でございます。なお、不良行為少年の補導と関連する法令ですが、主に三つ挙げさせていただきました。いわゆる未成年者喫煙禁止法と、飲酒禁止法でございまして、こちらは規制される対象が未成年から20歳未満に変更されております。また、千葉県青少年健全育成条例についてですが、こちらは成年擬制、つまり、民法改正前では、女性は16歳で婚姻することができまして、婚姻した者は、成年に達したものとみなされていましたが、女性の婚姻年齢も、男性と同様に18歳に統一されたため、この成年擬制という文言が削除されました。その他、本条例の運用面については、変わりはありません。

これに付随して、保護者の概念等についてお話いたします。少年警察活動規則では、不良行為少年を発見したときは、その不良行為についての注意、その後、非行防止を図るための助言または指導その他フォローを行いまして、必要に応じて保護者等に連絡するものとされております。この保護者等への連絡についてですが、18歳、19歳である特定少年については、成人となり、その両親というよりは、保護者というよりも監護者という意味合いになりますので、少年のビューポイントに対する保護者への連絡というのは、その種別であったり、業態によって、総合的に判断して実施しております。例えば、18歳に近いものが無断外泊をしていたり、あとは20歳に近いものが飲酒していたものを把握した場合には、そのケースによって、子どもの方は、監護者である父母への連絡を検討してるところでございます。

次に、少年の福祉を害する犯罪の検挙と被害状況についてお話いたします。上のグラフは、福祉犯の検挙件数でありまして、被害児童とともに、高水準で推移しています。罪名は児童買春・児童ポルノ禁止法、青少年健全育成条例、未成年者喫煙禁止法が全体の約9割を占めております。下のグラフは、児童ポルノ事犯の検挙件数、検挙人員、被害児童等をそれぞれ示しておりますが、ここ数年間では大きな変動はなく、横ばいの状況でございます。

次は、児童虐待の状況についてとあります。上の円グラフは令和3年中に、児童虐待の疑いがあるとして、警察から児童相談所に通告した件数でございまして、総数は約5,000件で、前年と比較して、20人の増加、過去最多となっております。虐待の行為別で見ますと、心理的虐待が7割弱、身体的虐待が2割で、これらで全体の約9割を占めています。下の棒グラフは、児童虐待事件の検挙件数でありまして、子供に対する身体的虐待、性的虐待について検挙措置をとっている状況でございます。

こちらは、児童虐待の具体例として、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待について説明したものでございます。また、令和元年6月に児童福祉法が改正され、親権者等が子供のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法制化されましたが、私たちが対応する児童虐待事案のうち、一部の親権者の中には、いまだに児童に対する体罰を正当化する者がいるため、この当該親権者に対する指導・警告支援のほか、一層の広報活動が図られています。体罰の具体例では、例えば長時間正座させた、あるいはお尻を叩いた、そういつ

た面は、身体的虐待に該当いたしますし、夕食を与えなかったという内容であればネグレクト、あるいは、児童の拒否、無視、差別的な扱い、児童の心や自尊心を傷つけることを言う、そういった話ってというのは、心理的虐待がそれぞれ当たります。

統計上の話は以上となりますが、続いて、スマートフォン、SNSに起因する青少年問題についてお話いたします。

八千代市で作成されました、青少年対策の概要のとおり、スマートフォン、SNSが広く浸透してる反面、それらに起因するトラブルや犯罪を警察の方で扱うことが多々ございます。例えば、少年がスマートフォンや携帯電話の使用時間を守らない。生活が乱れていることを親から叱責され、親子げんかに発展する事件。あるいは、友人間でSNSを使って誹謗中傷やいじめに発展した事例、交際関係にある少年のカップル内において、別の異性と付き合っただけで三角関係のトラブルに発展した事例、こういったトラブルのほか、犯罪については、スマートフォンを利用した盗撮行為であったり、SNSを利用した名誉棄損、脅迫、強要、SNSで知り合った異性と金銭の供与を約束して性行為等に及んだり、SNSに自らの性器画像を掲載するなどした児童買春・児童ポルノ禁止法違反などが挙げられます。

当署では、少年が犯罪やトラブルを回避できるよう、スマートフォン、SNSの適正利用を目的とした、ネット安全教室として、教養を適宜実施している状況でございます。主に市内の小中学校、高等学校からの要請を受けて開催しているもので、当署において、本年1月から6月まで実施した回数は19回でございます。各学校等から要請を受けて対応しておりますが、対象は児童・生徒のほか、教職員に対しても実施しております。

あくまで1例ですが、こちらは小学校保護者向けの被害防止を目的としたリーフレットでございます。こちらは、中学校、高校生向けの、被害防止のリーフレットでございます。また、重要なのは、少年に対する思慮、教養のみならず、その保護者に対しての広報活動でございます。大きく四つ挙げられるんですけども、まず1つはですね、保護者自身が正しい認識を持つこと。二つ目は、子どもと話し合い、家庭内のルールを作ること。三つ目がフィルタリングサービスの利用、これは有害サイトへのアクセスの制限であります。四つ目は、ペアレンタルコントロール、これは子供によるパソコンや携帯電話機、スマートフォンやゲーム機などの情報通信機器の利用を親が監視して制限する取り組み、見守り設定という言葉を使ってると思いますけども、この四つを行うことが重要でありまして、そこが課題であると思われまます。

最後に、少年相談の受理状況となります。警察では、少年や保護者、その他の関係者から、家庭問題、少年非行問題の相談を受けた際は、適切な助言・指導を行い、あるいは、よりよい対応が可能な関係する機関を紹介するなどの活動をしております。また、先ほど紹介しました児童虐待事案の中には、児童による家庭内における窃盗や家族に対する暴力など、児童自身に問題が認められるケースも散見されまして、結果として、保護者がもう面倒を見切れないとして、ネグレクトに発展する事例もございます。こうした問題行動を与える少年に対しては、長い時間をかけ、寄り添い継続的に面接を行う等して、問題行動の改善にすべての継続フォローが必要という事案があった際には、当署から少年センターですね、県下にある専門窓口にご相談を持ちかける場合もありますので、当署でもですね、そういった案件があった際は、積極的に連携をして対応してる状況でございます。こちらは各地区の少年センター

の活動区域でございまして、八千代市の管轄はこちらの京葉地区統括センターにござい
ます。

時間の限りもございまして、私からの説明は以上とさせていただきます。

次世代を担う青少年への対策、とりわけ重要でございまして、八千代市市青少年問題協
会を通じ、今後とも、青少年センター、学校警察連絡委員会等との連携を密に、少年の非行
防止活動に取り組んで参ります。本協議会の議題である令和4年度版青少年対策の概要に
ついて、内容がより充実したものとなるよう、当署も積極的に参加して参りますので、忌
憚なきご意見、ご要望をお願いいたします。本日は、ご清聴いただき誠にありがとうございました。

会長・服部友則

長沼様ありがとうございました。

今長沼様から青少年問題についての報告兼発表みたいなものがございましたが、せっか
くでございますので、この際何かご意見やご質問がありましたら、お願いしたいと思います
がいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

敬愛大学・阿部 学

敬愛大学の阿部と申します。ありがとうございました。2点伺いたいと思いますが、1
点目が抽象的なことかもしれないですけども、一番最初に検挙件数が減少傾向にあると
いうお話だったと思うんですけども、このこと自体何故減少傾向にあるのか、この状況は
どうなっている状況になっているのかとか、どう分析したり解釈すれば良いのかなとい
うのがあれば教えていただきたいところが1点と、もう1点はネット安全教室のお話をい
たきましたけれども、ネットに関するお話は常に新しい話題が出ていて、大変困ることが
あるんですけども、最近今まであまりなかったけれども、こういう問題があつて子供に話を
しているというのがあれば是非教えていただきたいと思いました。よろしく願いいたし
ます。

八千代警察署 生活安全課 長沼課長

検挙件数全体が減少しているという、犯罪統計学になるところで難しいところではある
んですけども、やはりその1つ1つですね、生活の態様様式が変わっているところもござ
いますけども、私どもとしては、生活安全部門というところに関しては、悪い芽を摘むとい
うところに対応しているところがございまして。

例えば、本当にその平成14年が一番ピークというところであったんですけども、そのと
きと比べて、この生活安全部門、大きく対応が変わってきています。発生対応してると
ころに関しては、いわゆる男女間のトラブルであったり、児童虐待の事案であったり、そ
ういった悪い芽を早く摘む、大きな事案に発展しないような取り組みをしているという
ことが非常に大きいのかなというところもございまして。

本当に一昔前は夫婦喧嘩は犬も食わないという時代もあったんですけども、千葉県警察

といたしましては、平成23年に長崎ストーカー事件習志野事案という言葉聞いて思い出される方がたくさんいらっしゃると思います。全国的にも男女間トラブル事案から重大な事案に発展してるところがありまして、私ども生活安全部門に関しては、人身安全関連事案というふうに呼んでるんですが、そういった、ストーカー、DV、男女間トラブル、あとは、児童虐待事案、高齢者虐待事案、その他これは危険性が高いものに関しては、早め早めに手を打って、悪い芽を摘むという活動をしてるところでありますので、一口ではすいません、きちんとしたご回答はご用意できないところではあるんですが、私どもとしては、その悪い芽を早く摘むという活動をするに従って、重大な事案は間違いなく減っているところとは言えるのかなというところでございます。

二つ目のネット安全教室に関しては、先ほどのパワーポイントでも、資料をお示したところであるんですけども、やはりお子さんに関しては、具体的に事例を説明してですね、こういったことをすると大変なことになるんだよとわかりやすく説明しているところが大きいのかなというところがございます。それとあわせて、チラシなんかでもパワーポイントに載せていただきましたけれども、それを通してお子さんに対して親御さんが見守っていただける、ちゃんと確認してもらえる、子供にですね、スマートフォンを渡したら、それを聞いて購入しないような形でですね、アプローチしていくっていうところが、非常に重要だなと。ただ、この点に関しては、繰り返し繰り返しやっていかなきゃならないという風に考えております。

敬愛大学・阿部 学

ありがとうございます。最初の点については早め早めに芽を摘んでいくという方針が有効なのだろうということで理解いたしました。2点目は例えばSNSとかLINEのトラブルということがやはり中心なんですかね。

八千代警察署 生活安全課 長沼課長

はい。

敬愛大学・阿部 学

子どもに伝える事例としてはネット教室でSNSのDMでのやり取りであったり、LINEとかメッセージアプリの使い方とか今は中心になっているところですか。

八千代警察署 生活安全課 長沼課長

はい、そのとおりです。わかりやすく具体的にというところでもありますけども、具体的事例を示しながら、一番本当に犯罪等に発展してしまう内容があったり、あと非常に怖いのが自撮り画像ということで、本当に未成年者、結構小学生も被害に遭った事例なんかは、中にはあつたりします。よくわからない人間に対して、自分の裸の写真を送ることによって、大変な被害に遭うといった具体的な事例を説明して、理解してもらおうというところが取り組んでいるところです。

敬愛大学・阿部 学

よくわかりました。ありがとうございます。

会長・服部友則

はい。

社会福祉協議会・有馬 淳

はい。社会福祉協議会の有馬でございます。2点ありまして、まず1点目が薬物乱用ということで、私ライオンズクラブにも入っていますので、薬物乱用教室ができない状況で大変困っているんですけど、警察署さんも薬物乱用教室をやっていらっしゃると思いますけれども、今現在は何件ぐらいやっていらっしゃるのかなと、もしわかれば、教えていただきたいと思います。

もう1点ですね。虐待の問題なんですけど、私は幼稚園をやってしまして虐待の問題等も色々目の前にしているんですけど、今度は、離婚をした場合の親権問題がなんか法律が変わろうとしていますよね。その場合のやり取りですね、大変難しいんですね、迎えにくる今日は旦那さんが来るのか、旦那さんには渡さないでくださいと母親が言ってきたり、この問題ってどこまでうちの立場として強く出るか、これは警察署さんに聞くのはおかしいかもしれないですけど、どのような対処をするのか1番良いのかなとご意見があったら教えていただければと思います。以上です。

八千代警察署 生活安全課 長沼課長

薬物乱用教室の数なんですけども、すぐにはちょっと本日は資料を用意してこなかったもので、戻り次第、その実施件数については確認しようと思っております。

ただやはり、先ほどお話があったとおり、このコロナ禍になっているところがあって全般的に皆様との関わりというところもこのコロナ対策をしながら、伝えるべきところは伝えなきゃいけないというところがありますので、例えば資料をお渡しするだとか、それに代わる文書だとか、あるいはその人数の規模だとか、その辺りは要請をしてくださるところとの調整というところがあって、基本的には要望があれば、こちらの方は、コロナ感染に配慮しながら実施するという形をとっておりますので、こちらからお断りをするというところは実施していない状況でございます。この要望に従って対応してるという状況でございます。

あと親権問題ですよ。これは非常に難しいです。私どもの方も、主に警察相談ということで、取り扱うことも多くて、夫婦間の問題、そこにDVがあったりだとか、あるいは虐待があったりとか、そういった問題がなかったとしても、本当に子どもの取り扱いについては、その問題の主となっているところがございます。これを回答として良いかどうかあれなんですけども、基本的には私どもが、そういった相談を把握した場合には、その相談者どちらか、男性だったり女性だったりする形になると思うんですけども、実質的には両当事者から話を聞かせてもらって、その中で当然違法行為があれば、看過することなく事件措置や警告は実施する形になります。ただ、やはり警察の方としても、夫婦間で親権がどちらにあるかというのは、口を挟むことができないというところがありまして、その中で平穩無事に、

子供の目線最優先で、取り得るところがどうなのかというのは、夫婦ないしその間に入る弁護士等でよく話し合いあってくださいとお伝えするしかないのかなと。仮に片方の親が預かり知れないところで、もう片方の親が勝手に行動をとることによって、場合によっては未成年者略取という、そういった罪名を使う可能性がないとは言い切れないところがあるんですけども、無事に児童の生活をですね、第1優先に対応していただくしかないのかと。そこに伴って、例えば、幼稚園、保育所に対して、嫌がらせ行為をする片方の親がいるのであれば、それを感化することなく警告であったり、事情聴取であったりそういった措置を図ろうと思いますし、その辺りの情報共有については、当然私どもの方もこういった事情があるので、ご意見させてくださいねだとか、そういう指導とかを実施することもあるんですけども、ちょっと答えにならないところがあるんですが、対応に苦慮していることは間違いありません。

社会福祉協議会・有馬 淳

はい、ありがとうございました。そうですね、大抵そういう大体虐待方面だと相談窓口として相談センターとか児相とか警察署等には多分名前が挙がってらっしゃることが多いのかなと思いますので遠慮なく相談させていただこうと思っております。以上、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

会長・服部友則

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、意見・質問が無いようでございますので、長沼様のコーナーは終わらせていただきたいと思っております。

6 意見交換

会長・服部友則

それでは最後になりますけれども、この委員さんの皆さんの中から意見があつて、質問があつて、それに皆さんに答えていただくような自由な意見交換っていうのをしていきたいと思っております。

どなたか意見なり質問なりがある方は、挙手願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

ないようでありましたら、私がちょっと質問させていただきたいと思うことがありまして、実は私が一番気になってるのは成年法の年齢が下がったってことで、うちは子供2人はもう成年に達しちゃっているんで、心配してるんですけど、うちの子供で確認することはできないのでお聞きしたいんですが、特に校長先生方に聞きたいんですが、高校生の中で、18歳を迎える、3年生になるんですかね、が、契約とかトラブルになっちゃって警察沙汰にはならないかもしれないんですけど、学校と家庭で揉めちゃったとかそういう案件ってないでしょうか。

市内公立高等学校・泉水 清和

はい、それでは公立高校の泉水と申します。今のところ大きなトラブルはありません。聞いていません。家庭科の方で消費者関係ですね、消費者教育を1年生、2年生でやっております、契約に関するところ、本校ではありませんけれども、他校で弁護士さんに入ってもらって法律に関する特に契約に関するところについて講演会とか授業でやってもらっていたところもあります。

ただ、やはり校長の立場で言いますと、先日選挙がありました、参議院選ですね、18歳に達して選挙に行った生徒もいます。当然学校の中では政治的な活動は申し訳ないですができませんので、先生方にも言いますが、今は生徒にも言わなくてはいけない時代になってきています。

あとは校長として1つ心配しているのは、ちょっと話がずれるかもしれませんが、婚姻に関するところですね。親の承諾を得ず、18歳の成人に達していれば婚姻が可能なので、極端な言い方をすれば高校生同士でも18歳になっていけば、2人の合意で結婚できる。だから高校生でも2人で結婚します、婚姻届出しました。その後のことも心配なんですけども、高校生同士で当然結婚も今の法律では当然可能で、こちらが何も言うこともできない。

あとはまだ実際にはありませんけれども、親の承諾なしに退学も実は可能、本人が学校を辞めたり、本人の希望だけで本人成人ですので、法律上は。先ほどの契約の話ではありませんが、本人の意思のみで退学も実は可能です。まだ前例はありませんけども、可能性だけ言えばそういうことも可能だという状況になってきておりますので、今後保護者に連絡なしでそういうことは重大な決定はしませんけれども、そういうこともあり得るという状況になっています。

会長・服部友則

ありがとうございました。成年の年齢が引き下がったことで、1番問題が起きるのは高校生かな、あるいは大学でも考えられることなのかなと思いましたので、また事例がありましたらこの席で教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

他に何かございませんか。

7 閉会

会長・服部友則

それでは意見交換の場を持ちましたけれども、あんまりないようでございますので、もしも次の青少年問題協議会なり、何かありましたらそのときにご提示いただければと思います。これで用意させていただきました案は全て終了いたしました。

それではこれもちまして、「令和4年度 八千代市青少年問題協議会」を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。